

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

一	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）（第一条関係）	1
二	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（第二条関係）	22
三	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（第三条関係）	25
四	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第三条関係）	45
五	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第四条関係）	47
六	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）（附則第五条関係）	49
七	外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（附則第六条関係）	50
八	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第七条関係）	52

改正案	現行
<p>（一般会計による債務の承継）</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行の時に、その時における事業団の第一号から第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利子（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以前に発生している利子のうち施行日以後に支払われることとされているものに限り。）に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る債務（施行日前に支払期が到来した利子に係るものを除く。）を、一般会計において承継する。</p> <p>一 附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧事業団法」という。）第四十条第一項の規定による長期借入金に係る債務（事業団が土地の譲渡契約と併せて締結した金銭消費貸借契約において当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債権と相殺することが約されているものを除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 附則第十条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務</p> <p>四（六）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（日本国有鉄道の役員又は職員であった者等に係る恩給に要する費用の負担）</p>	<p>（一般会計による債務の承継）</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行の時に、その時における事業団の第一号から第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利子（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以前に発生している利子のうち施行日以後に支払われることとされているものに限り。）に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る債務（施行日前に支払期が到来した利子に係るものを除く。）を、一般会計において承継する。</p> <p>一 附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧事業団法」という。）第四十条第一項の規定による長期借入金に係る債務（事業団が土地の譲渡契約と併せて締結した金銭消費貸借契約において当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債権と相殺することが約されているものを除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 附則第二十四条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号。以下「改正前改革法」という。）第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務</p> <p>四（六）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（日本国有鉄道の役員又は職員であった者等に係る恩給に要する費用の負担）</p>

第七條 附則第十一条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号。第七條において「改正前施行法」という。）第三十七條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下「機構法」という。）の施行の日の前日までの間は附則第二条の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が、機構法の施行の日以後は機構法附則第二条第一項の規定により公団の土地その他の資産を承継する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が、それぞれ負担する。

（機構の業務に関する特例）

第十三條 機構は、当分の間、機構法第十二條に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 （略）

二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二条の規定により公団が承継した土地その他の資産のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの処分を行うこと。

三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものに係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、附則第二条の規定により公団が承継した権利及び義務のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

五 （略）

2・3 （略）

第七條 附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。）第三十七條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下「機構法」という。）の施行の日の前日までの間は附則第二条第一項の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が、機構法の施行の日以後は機構法附則第二条第一項の規定により公団の土地その他の資産を承継する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が、それぞれ負担する。

（機構の業務に関する特例）

第十三條 機構は、当分の間、機構法第十二條に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 （略）

二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地その他の資産のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの処分を行うこと。

三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものに係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、附則第二条第一項の規定により公団が承継した権利及び義務のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

五 （略）

2・3 （略）

(土地の処分の方法等)

第二十三条 機構は、附則第二条の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの譲渡、貸付けその他の処分に關する契約を締結しようとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の国土交通省令で定める方法によらなければならない。

(承継法人に対する機構が承継する土地の無償貸付け)

第二十五条 機構は、附則第二条の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものであつて改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人(改正前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を經營する株式会社を含む。)に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の用に供する施設の機構の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。

(特例業務勘定)

第二十七条 機構は、特例業務に係る經理については、その他の經理と区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 特例業務勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

3 機構は、特例業務勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」と

(土地の処分の方法等)

第二十三条 機構は、附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの譲渡、貸付けその他の処分に關する契約を締結しようとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の国土交通省令で定める方法によらなければならない。

(承継法人に対する機構が承継する土地の無償貸付け)

第二十五条 機構は、附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものであつて改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人(改正前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を經營する株式会社を含む。)附則第二十六条第二項において同じ。)に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の用に供する施設の機構の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。

(特別の勘定)

第二十七条 機構は、特例業務に係る經理については、その他の經理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 前項に規定する特別の勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

3 機構は、第一項に規定する特別の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期

いう。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

(機構法等の特例)

第二十八条 第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法」という。第十三条第一項及び第二項の業務」と、機構法第二十六条第一号中「又は第二十三条第二項」とあるのは「若しくは第二十三条第二項又は債務等処理法第十三条第三項若しくは第二十一条第一項」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条並びに債務等処理法第十三条第一項及び第二項」とする。

2 (略)

附 則

(事業団の解散等)

第二条 (略)

目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

(機構法等の特例)

第二十八条 第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、機構法第七条第二項中「八人」とあるのは「十人」と、機構法第八条第二項中「理事長」とあるのは「機構を代表し、理事長」と、機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法」という。第十三条第一項の業務」と、機構法第二十六条第一号中「又は第二十三条第二項」とあるのは「若しくは第二十三条第二項又は債務等処理法第十三条第三項若しくは第二十一条第一項」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条並びに債務等処理法第十三条第一項及び第二項」とする。

2 (略)

附 則

(事業団の解散等)

第二条 (略)

2 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 事業団の解散の時に於いて、その時における事業団の資本金に相当する金額については、政府からの出資は、なかつたものとする。

5 第一項の規定により公団が権利及び義務を承継するときは、事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度終了の日における貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額に第二条第一項の規定により政府が承継する同項各号に掲げる債務の額の合計額を加えて得た金額は、第二十七条第一項に規定する特別の勘定において、同条第二項の積立金として整理しなければならない。

6 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

### 第三条 削除

(削除)

第四条 公団が附則第二条第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道又は事業団を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

2 公団が附則第二条第一項の規定により権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 公団が附則第二条第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において日本国有鉄道又は事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(存続組合の代表者)

(存続組合の代表者)

第三条 (略)

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

第四条 機構は、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項

及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 平成二十四年三月三十一日までの間、その利子に係る収入による北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の安定を図るため、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が引き受けるべきものとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券(以下この条において「特別債券」という。)を発行すること。

二 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。

三 平成二十四年三月三十一日までの間、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けること。

2 | 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 | 特別債券の償還期間は二十年とし、その利率は市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。

4 | 機構法第十九条第三項から第七項までの規定は、特別債券について準用する。

5 | 第一項第三号の規定による貸付金の償還期間は二十年とし、その償還は一括償還の方法によるものとする。

6 | 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、特例業務勘定において行うものとする。

7 | 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三項の規定により特別債券の利率を定めようとするとき。

三 第四項において準用する機構法第十九条第五項の規定による認可

第五条 (略)

(新設)

をしようとするとき。

8 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第四条第一項第二号の業務」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び債務等処理法附則第四条第一項」とする。

（機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務）

第五条 機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社に対し、老朽化した鉄道施設等（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この項において同じ。）の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、特例業務勘定において行うものとする。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に

（新設）



関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第五条第一項の業務」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。

（区分経理の特例）

第六条 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法第十二条第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定（機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。以下この条において同じ。）に繰り入れることができる。

2 前項の規定により特例業務勘定から建設勘定に繰り入れた金額は、特例業務勘定における同項の積立金の額から減額して整理するものとする。

3 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務に必要な費用（平成二十三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定による承認をしようとする

（新設）

ときは、財務大臣に協議しなければならない。

- 5 第一項又は第三項の規定により繰入れを行う場合には、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」とする。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)

第七条 (略)

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止に伴う経過措置)

2 第八条 (略)

(政令への委任)

第九条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)

第六条 (略)

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止に伴う経過措置)

第七条 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第三条の規定により置かれている事務所については、公団法第三条第二項の規定により運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

2 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十六条第四項の規定により認可を受けて行っている業務は、第十三条第四項の規定により認可を受けたものとみなす。

3 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十七条第一項の規定により認可を受けている投資は、第二十一条第一項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十八条の規定により認可を受けて定められている基準は、第二十二條の規定により認可を受けたものとみなす。

5 6 略

(政令への委任)

第八条 附則第三条及び第四条、前条並びに附則第十二条、第十五条、第二十二條及び第二十六條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(削除)

(国債整理基金特別会計法の一部改正)  
第九条 国債整理基金特別会計法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「ノ処分」を「及出資持分ノ処分」に、「収入金及」を「収入金並ニ」に、「ニ係ル配当金」を「及出資持分ニ係ル配当金」に改め、同条第二項中「ノ管理」を「及出資持分ノ管理」に改め、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成二  
年法律第四十五号）第二条第一項ノ規定ニ依リ政府ニ譲渡セラレタル帝都高速  
度交通営団ニ対スル持分（以下出資持分ト称ス）ハ国債ノ元金償還ニ充ツベキ資  
金ノ充実ニ資スル為一般会計ヨリ無償ニテ国債整理基金特別会計ニ所  
属替ヲ為スモノトス

(削除)

(北海道開発法の一部改正)

第十条 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中、「雇用促進事業団又は日本国有鉄道清算事業団」を「又は雇用促進事業団」に改める。

(削除)

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第七十三条の二第二項中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、「請負契約」の下に「（日本鉄道建設公団が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を加える。  
第七十三条の四第一項第一号の二を削る。

第三百四十八条第二項第三十四号を次のように改める。

三十四 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第二十四条第二項及び第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で、政令で定めるものの

第三百四十九条の三第二十三項中「又は日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）附則第十三条第一項」を、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下本項において「債務等処理法」という。）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）附則第十三条第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団」を「債務等処理法附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）」に、「同項各号」を「旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項各号」に、「者が」を「者又は債務等処理法第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者が」に改める。

附則第十条第一項中「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団」に改め、同条第五項中「日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項」を「旧日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団から同法第二十六条第一項第二号」を「旧日本国有鉄道清算事業団から旧日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第二号」に、「日本国有鉄道清算事業団の」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継し、かつ、」に改める。

附則第十一条第十一項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号」を「日本鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

附則第十五条の三第二項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号の業務に基づき、当該北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社が昭和六十三年四月一日から平成十一年一月一日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋又は」を「旧日本国有鉄道清算事業団が行った旧日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号の業務に基づき当該北海道旅客会社等若しくは日本貨物鉄道株式会社が昭和六十三年四月一日から日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の施行の日の前日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋若しくは償却資産で政令で定めるもの又は日本鉄道建設公団が行う同法第十三条第一項第三号の業務に基づき当該北海道旅客会社等若しくは日本貨物鉄道株式会社が同法の施行の日から平成十一年一月一日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋若しくは」に改める。

附則第三十二条の九第二項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号」を「日本鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

(削除)

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第三十四号、第三百四十九条の三第二十三項及び附則第十五条の三第二

(削除)

項の規定は、平成十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

(削除)

(租税特別措置法の一部改正)

第十四条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の十第三項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第三十七条の十一第四項第二号中、「新株引受権付社債又は日本国有鉄道清算事業団特別債券」を「又は新株引受権付社債」に改める。

第三十七条の十五第一項第一号中、「新株引受権付社債及び日本国有鉄道清算事業団特別債券」を「及び新株引受権付社債」に改め、同条第三項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以下この項において「公社債等」という。)で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「特定株式投資信託の受益証券と特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「(当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払った場合その他の政令で定める場合を含む。)」を削り、「当該公社債等」を「当該特定株式投資信託の受益証券」に改め、同項の表を削り、同条第四項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

第六十七条の五の見出し中「特定の公社債等」を「特定株式投資信託の受益証券」に改め、同条第一項中「公社債又は証券投資信託の受益証券（以下この項において「公社債等」という。）で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「第三条の二に規定する特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「（当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払った場合その他の政令で定める場合を含む。）」を削り、「当該各号の下欄に掲げる株式に」を「当該株式に」に改め、同項の表を削る。

第七十一条の二の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、同条中「日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）が同法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）」に改め、「設立した法人」の下に「又は日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分が公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人」を加え、「日本国有鉄道清算事業団から」を「旧日本国有鉄道清算事業団又は日本鉄道建設公団から」に、「を日本国有鉄道清算事業団」を「を日本鉄道建設公団」に改める。

第八十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団が同法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法」

に改め、「法人」の下に「又は日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人」を加え、「平成三年四月一日」を「同法の施行の日」に、「日本国有鉄道清算事業団から当該土地」を「日本鉄道建設公団から同号の土地」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十五条の規定により同条に規定する承継法人に対し無償で貸し付けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供されている建物と日本鉄道建設公団の有する建物との交換が同法第十三条第一項第三号の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した建物の所有権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより同法の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

第八十四条の三の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に、「税率の軽減」を「免税等」に改め、同条中「鉄道事業法第七条第一項に規定する」を削り、「平成十年四月一日」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の施行の日」に、「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項」を「同法第二十四条第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団から」を「日本鉄道建設公団から」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（次項において「鉄道事業者」という。）が、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団から無償で取得する同項第二号に掲げる鉄道施設（既に当該鉄道事業者の事業の用に供されているものを除く。）に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記については



(削除)

大蔵省令で定めるところにより同法の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第九十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行の日の翌日」を「日本鉄道建設公団が、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の施行の日」に、「日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第二号」を「同法第十三条第一項第二号」に改め、同条第二項を削る。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第八十四条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法人が取得する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第八十四条第一項に規定する法人が取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2| 新租税特別措置法第八十四条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する鉄道事業者が取得する同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十四条の三に規定する鉄道事業者が取得した同条に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3| 新租税特別措置法第九十四条の規定は、施行日以後に公団が行う同

(削除)

条に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前に事業団が行った旧租税特別措置法第九十四条第一項に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第十六条 日本鉄道建設公団法の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「日本国有鉄道清算事業団又は」を削る。

第四十一条及び第四十二条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十三条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十二条中「日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）」に改める。

(削除)

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(削除)

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(削除)

(印紙税法の一部改正)

第十九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(削除)

第二十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(削除)

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

第二十一條 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(削除)

(本州四国連絡橋公団法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 附則第二條第七項に規定する債務の償還が終了するまでの間における前条の規定による改正後の本州四国連絡橋公団法第二十二條の規定の適用については、同條第一号中「又は地方公共団体の職員」とあるのは、「若しくは地方公共団体の職員又は日本鉄道建設公団の役員若しくは職員」とする。

(削除)

(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第二十三條 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本国有鉄道清算事業団」の下に「(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三百三十六号)の施行後においては、日本鉄道建設公団)」を加える。

(日本国有鉄道改革法の一部改正)  
第十條 (略)

(日本国有鉄道改革法の一部改正)  
第二十四條 (略)

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)  
第十一条 (略)

(削除)

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十六条 改正前施行法第二十七条第十三項に規定する鉄道事業者が施行日前に取得した同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
2 承継法人が改正前施行法第二十七条第十四項に規定する交換により施行日前に取得した建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(削除)

(消費税法の一部改正)  
第二十七条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。  
別表第三第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(削除)

(新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の一部改正)  
第二十八条 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の一部を次のように改正する。  
附則第四条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(削除)

(日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)  
第二十九条 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「適用し、日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年

年法律第九十号) 第四十条(第五項及び第六項を除く。)の規定は、適用しない」を「適用する」に改め、同条第二項を削る。

(削除)

(運輸施設整備事業団法の一部改正)

第三十条 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中、「本州四国連絡橋公団又は日本国有鉄道清算事業団」を「又は本州四国連絡橋公団」に改める。

附則第七条第五項中「日本国有鉄道清算事業団」の下に「(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三百十六号)の施行後においては、日本鉄道建設公団)」を加える。  
附則第十条第四項を削る。

(削除)

(運輸省設置法の一部改正)

第三十一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百六十五号中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

(削除)

(労働省設置法の一部改正)

第三十二条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中、「短時間労働援助センター及び日本国有鉄道清算事業団」を「及び短時間労働援助センター」に改める。

(削除)

(建設省設置法の一部改正)

第三十三条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十八号中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。



○ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（特別債券の引受け）</p> <p>第十三条 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第四条第一項第三号の規定による貸付けを受けたときは、当該貸付けに係る貸付金をもつて同項第一号に規定する特別債券（以下単に「特別債券」という。）を引き受けるものとする。</p> <p>2 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、特別債券に係る経理については、国土交通省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。</p> <p>3 特別債券については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>附則</p> <p>（商号に関する経過措置）</p> <p>第十三条 第二条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p> <p>第十四条 削除</p> <p>（事業計画に関する経過措置）</p> <p>第十五条 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第七条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。</p> <p>（社債に係る債務保証に関する暫定措置）</p> <p>第十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、会社（北海道旅客会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の成立</p>

(削除)

- 後五年間を限り、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の発行する社債に係る債務について、保証契約をすることができる。
- 2 前項の規定により政府が会社の発行する社債に係る債務について保証契約をする場合には、各年度においてする保証契約に係る社債の額は、改革法第二十二条の規定により当該会社が承継する鉄道債券に係る債務であつて政府が保証契約をしているものの当該年度における償還額に相当する額を超えることができない。
- 3 第一項の規定により政府がする保証契約の期間は、十年を超えることができない。
- (資金運用部資金等による社債の引受けに関する暫定措置)
- 第十七条 会社の発行する社債であつて前条第一項の規定により政府が当該社債に係る会社の債務について保証契約をしたもの(以下「政府保証債」という。)については、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号。以下「資金法」という。)第七条第一項の規定にかかわらず、同項第七号に規定する債券に該当するものとして資金運用部資金(資金法第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下同じ。)をもつて引受けを行うことができる。
- 2 政府保証債については、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項の規定にかかわらず、同項第九号に規定する債券に該当するものとして簡易生命保険特別会計の積立金(以下「積立金」という。)をもつて引受けを行うことができる。
- 3 第一項の規定により政府保証債に運用される資金運用部資金又は前項の規定により政府保証債に運用される積立金に係る資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の規定の適用については、当該政府保証債に係る会社を資金法第七条第一項第七号に規定する法人とみなす。



(削除)

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立に  
関し必要な事項は、政令で定める。

改正案	現行
<p>（資本金）</p> <p>第六条 機構の資本金は、附則第二条第四項並びに第三条第四項及び第五項の規定により政府から出資があつたものとされた金額並びに同条第四項の規定により株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行（以下「旧日本政策投資銀行」という。）から出資があつたものとされた金額の合計額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（区分経理等）</p> <p>第十七条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定による繰入れ及び附則第十一条第五号の規定による助成は、政令で定めるところにより、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次項及び第六項の規定による繰入れ（附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。）、附則第十一条第五号の規定による貸付金（旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による貸付金及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定</p>	<p>（資本金）</p> <p>第六条 機構の資本金は、附則第二条第六項並びに第三条第六項及び第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額並びに同条第六項の規定により株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行（以下「旧日本政策投資銀行」という。）から出資があつたものとされた金額の合計額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（区分経理等）</p> <p>第十七条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定による繰入れ及び附則第十一条第四号の規定による助成は、政令で定めるところにより、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次項及び第六項の規定による繰入れ（附則第三条第十二項後段の規定によるものを含む。）、附則第十一条第四号の規定による貸付金（旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による貸付金及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定</p>

に基づく寄託金を含む。)の返還があつたときは、当該繰入金、償還金及び返還金の額の合計額

三 当該事業年度における旧事業団法附則第七条第一項の規定により運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)が承継し、さらに、附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務の償還及び当該債務に係る利子の支払(これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その他政令で定める費用の支払を含む。第十九条第一項第二号において「特定債務の償還等」という。)の確実かつ円滑な実施に要する費用の額並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号。附則第十一条第二項において「債務等処理法」という。)に基づいて機構が行う業務の確実かつ円滑な実施のために附則第三条第十一項の規定により繰り入れる額として政令で定めるところにより算定した額

5・6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、前条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務(前条第三項及び附則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てることができる。

2・7 (略)

定に基づく寄託金を含む。)の返還があつたときは、当該繰入金、償還金及び返還金の額の合計額

三 当該事業年度における旧事業団法附則第七条第一項の規定により運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)が承継し、さらに、附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務の償還及び当該債務に係る利子の支払(これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その他政令で定める費用の支払を含む。第十九条第一項第二号において「特定債務の償還等」という。)の確実かつ円滑な実施に要する費用の額並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)に基づいて機構が行う業務の確実かつ円滑な実施のために附則第三条第十三項の規定により繰り入れる額として政令で定めるところにより算定した額

5・6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、前条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務(前条第三項及び附則第三条第十三項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てることができる。

2・7 (略)

附 則

(日本鉄道建設公団の解散等)

第二条 (略)

2・3 (略)

4| 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、

その承継の際、機構が承継する資産の価額(附則第十六条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「旧債務等処理法」という。))第二十七条第一項に規定する勘定(以下この項及び次項において「旧特例業務勘定」という。)に係るものを除く。)から負債の金額(旧特例業務勘定に係るものを除く。)を差し引いた額のうち、第一項の規定による公団の解散の時における公団の資本金に相当する金額(第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。)を除いたものは、建設勘定において資本剰余金として整理するものとし、第一項の規定による公団の解散の時における公団の資本金に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

5| 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、

その承継の際、公団の旧特例業務勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、附則第十六条の規定による改正後の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「新債務等処理法」という。))第二十七条第一項に規定する勘定(次条において「新特例業務勘定」という。)に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

附 則

(日本鉄道建設公団の解散等)

第二条 (略)

2・3 (略)

4| 公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5| 公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6| 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、

その承継の際、機構が承継する資産の価額(附則第十八条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「旧債務等処理法」という。))第二十七条第一項に規定する勘定(以下この項及び次項において「旧特例業務勘定」という。)に係るものを除く。)から負債の金額(旧特例業務勘定に係るものを除く。)を差し引いた額のうち、第一項の規定による公団の解散の時における公団の資本金に相当する金額(第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。)を除いたものは、建設勘定において資本剰余金として整理するものとし、第一項の規定による公団の解散の時における公団の資本金に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7| 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、

その承継の際、公団の旧特例業務勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、附則第十八条の規定による改正後の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「新債務等処理法」という。))第二十七条第一項に規定する勘定(次条において「新特例業務勘定」という。)に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

6・7 (略)

(事業団の解散等)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（運輸施設整備事業団法の附則第十一条において「旧事業団法一部改正法」という。）附則第三条第五項の規定により政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から事業団に旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出されたものとされた金額（旧事業団法第二十八条第三号に掲げる業務に係る勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とする。）並びに旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。  
（）から負債の金額（同号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。）を差し引いた額は、政府及び旧日本政策投資銀行から機構に対し出資されたものとする。この場合において、政府及び旧日本政策投資銀行からそれぞれ機構に対し出資されたものとされた金額は、事業団に対する政府からの出資額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。）及び旧日本政

8・9 (略)

10 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(事業団の解散等)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。  
5 事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。  
6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（運輸施設整備事業団法の附則第十一条において「旧事業団法一部改正法」という。）附則第三条第五項の規定により政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から事業団に旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出されたものとされた金額（旧事業団法第二十八条第三号に掲げる業務に係る勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とする。）並びに旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。  
（）から負債の金額（同号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。）を差し引いた額は、政府及び旧日本政策投資銀行から機構に対し出資されたものとする。この場合において、政府及び旧日本政策投資銀行からそれぞれ機構に対し出資されたものとされた金額は、事業団に対する政府からの出資額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。）及び旧日本政

策投資銀行からの出資額の割合に応じて按分した金額とし、当該出資されたものとされた金額のうち第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に係るものは、政府及び旧日本政策投資銀行から機構に対し第十六条第一項の信用基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

5| 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する資産のうち機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額のうち、旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府から旧事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金（以下「基金」という。）に対し出資された金額に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。）を除いたものは、助成勘定において第十二条第二項に規定する業務（第十七条第三項及び第十三項に規定する繰入れを含む。）の財源に係る積立金又は第十八条第一項に規定する積立金として整理するものとし、旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府から基金に対し出資された金額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

6| 前条第六項及び第七項の規定は、前二項の資産の価額について準用する。

7| (略)

8| 第四項の規定により旧事業団法第二十八条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する資産について第六項において準用する前条第六項の評価委員が評価した場合において、当該評価された資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を超えないときは、当該評価された資産の価額と当該勘定に属する負債の金額との差額及び第一項の規定による事業団の解散の時ににおける当該勘定に属する資本金の額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。）の合計額に相当する金額の繰越欠損金が当該勘定にお

策投資銀行からの出資額の割合に応じてあん分した金額とし、当該出資されたものとされた金額のうち第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に係るものは、政府及び旧日本政策投資銀行から機構に対し第十六条第一項の信用基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

7| 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する資産のうち機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額のうち、旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府から旧事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金（以下「基金」という。）に対し出資された金額に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。）を除いたものは、助成勘定において第十二条第二項に規定する業務（第十七条第三項及び第十三項に規定する繰入れを含む。）の財源に係る積立金又は第十八条第一項に規定する積立金として整理するものとし、旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府から基金に対し出資された金額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

8| 前条第八項及び第九項の規定は、前二項の資産の価額について準用する。

9| (略)

10| 第六項の規定により旧事業団法第二十八条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する資産について第八項において準用する前条第八項の評価委員が評価した場合において、当該評価された資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を超えないときは、当該評価された資産の価額と当該勘定に属する負債の金額との差額及び第一項の規定による事業団の解散の時ににおける当該勘定に属する資本金の額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。）の合計額に相当する金額の繰越欠損金が当該勘定にお

て計上されていたものとして第四項及び前項の規定を適用することができる。この場合において、第四項中「第二十八条第三号」とあるのは「第二十八条第二号及び第三号」と、前項中「第二十八条第三号」とあるのは「第二十八条第二号及び第三号」と、「第十七条第一項第三号」とあるのは「それぞれ、第十七条第一項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

9) 11) (略)

第四条 第十六条第一項の信用基金（前条第四項の規定により旧日本政策投資銀行から出資があったものとされた金額に係る部分に限る。）の運用によって生じた利子は、第十二条第一項第十号及び第十一号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要する経費に充てることができるものとする。

（機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用）

第七条 (略)

2 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）」とあるのは、「運輸施設整備事業団（以下この項において「事業団」という。）の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に

て計上されていたものとして第六項及び前項の規定を適用することができる。この場合において、第六項中「第二十八条第三号」とあるのは「第二十八条第二号及び第三号」と、前項中「第二十八条第三号」とあるのは「第二十八条第二号及び第三号」と、「第十七条第一項第三号」とあるのは「それぞれ、第十七条第一項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

11) 13) (略)

14) 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第四条 第十六条第一項の信用基金（前条第六項の規定により旧日本政策投資銀行から出資があったものとされた金額に係る部分に限る。）の運用によって生じた利子は、第十二条第一項第十号及び第十一号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要する経費に充てることができるものとする。

（機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用）

第七条 (略)

2 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）」とあるのは、「運輸施設整備事業団（以下この項において「事業団」という。）の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に





つた者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるものを除く。)であつて機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものを使用されるに至つた日において機構法第十二条第一項若しくは第三項の業務又は機構法附則第十一条第二号から第四号までの業務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とする。

3 (略)

(抛出金の返還)

第八条 機構は、附則第三条第九項の規定により抛出があつたものとされた金額(以下この条において「抛出金」という。)について、第十二条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施の状況、第十六条第一項の信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、国土交通大臣の認可を受けて、これを当該抛出金を抛出したものとされた者に対し、その抛出金の額を限度として返還することができる。

2 (略)

(業務の特例)

第十一条 機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。

つた者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるものを除く。)であつて機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものを使用されるに至つた日において機構法第十二条第一項若しくは第三項の業務又は機構法附則第十一条第一号から第三号までの業務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とする。

3 (略)

(抛出金の返還)

第八条 機構は、附則第三条第十一項の規定により抛出があつたものとされた金額(以下この条において「抛出金」という。)について、第十二条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施の状況、第十六条第一項の信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、国土交通大臣の認可を受けて、これを当該抛出金を抛出したものとされた者に対し、その抛出金の額を限度として返還することができる。

2 (略)

(業務の特例)

第十一条 機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 二 (略)
- 三 旧事業団法一部改正法附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号。第十項において「旧協会法」という。）第二十九条第一項第二号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
- 四 五 六 (略)

2 機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 当分の間、債務等処理法第十三条第一項及び第二項に規定する業務を行うこと。

二 平成二十四年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第四条第一項第一号及び第三号に規定する業務を行うこと。

三 債務等処理法附則第四条第一項第二号に規定する業務を行うこと。

四 平成三十三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第一項に規定する業務を行うこと。

3 機構は、第十二条及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。）に関する業務、保有機構が改正前改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

4・5 (略)

- 一 (略)
- 二 旧事業団法一部改正法附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号。第九項において「旧協会法」という。）第二十九条第一項第二号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
- 三 四 五 (略)

六 新債務等処理法第十三条第一項及び第二項に規定する業務を行うこと。

2 機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。）に関する業務、保有機構が改正前改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

3・4 (略)

6 第一項の規定により機構が同項第三号の業務を開始する場合においては、機構は、業務方法書に、当該業務の内容その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

7 第一項第五号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を受けた事業について行うものとする。

8 第一項第五号の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第一号中「第六号までの業務及び」とあるのは「第六号までの業務及び附則第十一条第一項第一号の業務並びに」と、「同条第三項」とあるのは「第十二条第三項」と、「同項第二号中「及びこれらに附帯する業務」とあるのは「、附則第十一号第一項第二号及び第三号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第三号中「これに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第四号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一項第五号の業務及び同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一条第三項の業務」と、第十九条第一項第一号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「、附則第十一条第一号から第四号までの業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十二条中「第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）」とあるのは「第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）」とあるのは「第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）及び附則第十一条第三号の業務」と、第三十二条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条、附則第十一条第

5 第一項の規定により機構が同項第二号の業務を開始する場合においては、機構は、業務方法書に、当該業務の内容その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

6 第一項第四号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を受けた事業について行うものとする。

7 第一項第四号の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項、第二項及び第四項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第二号中「及びこれらに附帯する業務」とあるのは「、附則第十一条第一項第一号及び第二号の業務並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第三号中「これに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第三号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一項第四号の業務及び同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一条第二項の業務」と、第十九条第一項第一号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「、附則第十一条第一項第一号から第三号までの業務並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十二条中「第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）」とあるのは「第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）及び附則第十一条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）及び附則第十一条第一項第九号の業務」と、第三十二条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条、附則第十一条第一項及び第二項並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

一項及び第三項並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

10| 第一項の規定により機構が行う同項第三号の業務については、旧協会法第三十三条から第三十五条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧協会法第三十三条第一項及び第二項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、「第二十九条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第二十九条第一項第二号及び第三号」と、旧協会法第三十四条第一項から第三項までの規定及び第五項並びに第三十五条第一項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

11| (略)

(事業の認定)

第十二条 東京地下鉄株式会社は、前条第一項第五号の規定による助成を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業について同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）において定める前条第一項第五号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に必要なその他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標

9| 第一項の規定により機構が行う同項第二号の業務については、旧協会法第三十三条から第三十五条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧協会法第三十三条第一項及び第二項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、「第二十九条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第二十九条第一項第二号及び第三号」と、旧協会法第三十四条第一項から第三項までの規定及び第五項並びに第三十五条第一項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

10| (略)

(事業の認定)

第十二条 東京地下鉄株式会社は、前条第一項第四号の規定による助成を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業について同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）において定める前条第一項第四号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に必要なその他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標

に定めた前項の基準に適合しなくなったと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中期目標に照らして当該事業を前条第一項第五号に掲げる業務の対象とすることが適当でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4・5 (略)

(財務大臣との協議)

第十三条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとき  
れる旧公団法第二十二條第二項の規定による工事实施計画を定め、  
又は変更しようとするとき。

二 (略)

(削除)

に定めた前項の基準に適合しなくなったと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中期目標に照らして当該事業を前条第一項第四号に掲げる業務の対象とすることが適当でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4・5 (略)

(財務大臣との協議)

第十三条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとき  
れる旧公団法第二十二條第二項の規定による工事实施計画を定め、  
又は変更しようとするとき。

二 (略)

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正)

第十六条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号。次条において「不当廉価建造契約防止法」という。)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「運輸施設整備事業団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同条第一項中「運輸施設整備事業団(次項において「事業団」という。)」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(次項において「機構」という。)」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に改める。  
附則第二条を次のように改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。

第十二条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）第四条第一項の規定による調査を行うこと。

二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。

附則第七条第二項中「第十二条第一項若しくは第三項の業務」を「第十二条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。

（不当廉価建造契約防止法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 前条の規定の施行の日において不当廉価建造契約防止法がすでに施行されている場合にあつては、同条の規定による改正前の不当廉価建造契約防止法第四条第一項の規定による調査に従事する事業団の役員又は職員であつた者に係るその調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前

（削除）

の例による。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正）  
第十六条 （略）

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 （略）

（罰則の適用に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条 附則第二条から第十五条まで、前二条及び第二十一条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（削除）

（削除）

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正）  
第十八条 （略）

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 （略）

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第五項、第三条第五項、第十七条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から第十五条まで、第十七条、前二条及び第三十二条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（公職選挙法の一部改正）

第二十二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中、「日本鉄道建設公団」を削る。

（土地収用法の一部改正）

第二十三条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号の二中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建

(削除)

設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(道路法の一部改正)

第二十四条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第三十一条第一項から第五項までの規定中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(削除)

(鉄道軌道整備法の一部改正)

第二十五条 鉄道軌道整備法の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)」に、「運輸施設整備事業団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同条第八項中「運輸施設整備事業団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附則第二項中「運輸施設整備事業団法第二条第三号から第五号まで」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第三号から第五号まで」に改める。

(削除)

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、日本鉄道建設公団」を削り、「、沖縄振興開発金融公庫若しくは運輸施設整備事業団」を「若しくは沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(削除)

(道路整備特別措置法の一部改正)



(削除)

(削除)

(削除)

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正)  
第二十条 (略)

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十一条 (略)

第二十七条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第六項から第九項までの規定中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第二十八条 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第二十九条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(踏切道改良促進法の一部改正)

第三十条 踏切道改良促進法の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)」に、「運輸施設整備事業団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正)  
第三十一条 (略)

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正に伴う経過措置)  
第三十二条 (略)

(削除)

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(削除)

(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第三十四条 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本国有鉄道清算事業団(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三百三十六号)の施行後においては、日本鉄道建設公団)」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(削除)

(鉄道事業法の一部改正)

第三十五条 鉄道事業法の一部を次のように改正する。

第十四条第五項及び第五十九条中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(削除)

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第三十六条 日本国有鉄道改革法等施行法の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項及び附則第五条第四項中「日本鉄道建設公団」を

(削除)

「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正)

第三十七条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「日本鉄道建設公団」に対し、日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)第二十二条第二項の指示をしたときは、日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団」に対し、同法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)第二十二条第二項の指示をしている場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(削除)

(国土交通省設置法の一部改正)

第三十八条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第八条中「運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)附則第十四条第五項」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第十一条第九項」に改める。

(削除)

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第三十九条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)の一部を次の

ように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

(削除)

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第四十条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(削除)

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の見出し中「運輸施設整備事業団法」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」に改め、同条中「運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)第二十条第五項第一号」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)第十七条第三項」に改める。

(削除)

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四十二条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一運輸施設整備事業団の項及び日本鉄道建設公団の項を削る。

(削除)

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第四十三条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。  
別表運輸施設整備事業団の項及び日本鉄道建設公団の項を削る。

改正案	現行
<p>（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）            第三百四十九条の三（略）            2519（略）</p> <p>20 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十三条第八項の規定により旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社から無償で日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三条第一項に規定する特定地方交通線に係る鉄道施設の譲渡を受けた者、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下この項において「債務等処理法」という。）<u>附則第七条</u>の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）<u>附則第十三条</u>第一項の規定により債務等処理法附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項において「機構法」という。）<u>附則第十六条</u>の規定による改正前の債務等処理法（以下この項において「旧債務等処理法」という。）<u>第二十四条</u>第一項の規定により機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団から無償で旧債務等処理法第二十四条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者がこれらの鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるものを鉄道事業の用に供する場合には、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額</p>	<p>（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）            第三百四十九条の三（略）            2519（略）</p> <p>20 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十三条第八項の規定により旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社から無償で日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三条第一項に規定する特定地方交通線に係る鉄道施設の譲渡を受けた者、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下この項において「債務等処理法」という。）<u>附則第六条</u>の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）<u>附則第十三条</u>第一項の規定により債務等処理法附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）から無償で旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項において「機構法」という。）<u>附則第十八条</u>の規定による改正前の債務等処理法（以下この項において「旧債務等処理法」という。）<u>第二十四条</u>第一項の規定により機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団から無償で旧債務等処理法第二十四条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者がこれらの鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるものを鉄道事業の用に供する場合には、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固</p>

(第二項、第十四項又は第二十八項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額)とする。

21  
34 (略)

定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額(第二項、第十四項又は第二十八項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額)とする。

21  
34 (略)

改正案	現行
<p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の全額出資に係る会社の土地等の課税の特例）</p> <p>第七十一条の二 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）<u>附則第二条</u>の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）が同法附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）第二十六条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人で政令で定めるものが有する土地等（旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から取得したものに限る。）については、当該法人の発行済株式の総数又は出資の総額の全部を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有している間は、当該土地等を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有するものとみなして、地価税法の規定を適用する。</p> <p>（独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税） 第八十四条の三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（次項において「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（</p>	<p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の全額出資に係る会社の土地等の課税の特例）</p> <p>第七十一条の二 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）<u>附則第二条</u>第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）が同法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）第二十六条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人で政令で定めるものが有する土地等（旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から取得したものに限る。）については、当該法人の発行済株式の総数又は出資の総額の全部を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有している間は、当該土地等を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有するものとみなして、地価税法の規定を適用する。</p> <p>（独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税） 第八十四条の三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（次項において「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（</p>



平成十四年法律第八十号。次項において「機構法」という。）附則第二条第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団又は同項の規定による解散前の日本鉄道建設公団を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

5・6 (略)

平成十四年法律第八十号。以下この項及び次項において「機構法」という。）附則第二条第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団又は機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

5・6 (略)

○ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（協議会）</p> <p>第七条 関係地方公共団体の長、同意基本計画に定める特定地域（以下「同意特定地域」という。）において宅地開発事業を実施する者で国土交通省令で定めるもの及び特定鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の許可を受けた者（以下「特定鉄道事業者」という。）（同法第八条第一項に規定する施設であつて特定鉄道事業の用に供するもの（以下「特定鉄道施設」という。）の建設につき、国土交通大臣が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団に対し、同法附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十二条第二項の指示をしている場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む。次条及び第十三条において同じ。）は、同意基本計画に従い同意特定地域における宅地開発及び特定鉄道事業を一体的かつ円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を都府県の区域ごとに組織する。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（協議会）</p> <p>第七条 関係地方公共団体の長、同意基本計画に定める特定地域（以下「同意特定地域」という。）において宅地開発事業を実施する者で国土交通省令で定めるもの及び特定鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の許可を受けた者（以下「特定鉄道事業者」という。）（同法第八条第一項に規定する施設であつて特定鉄道事業の用に供するもの（以下「特定鉄道施設」という。）の建設につき、国土交通大臣が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団に対し、同法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十二条第二項の指示をしている場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む。次条及び第十三条において同じ。）は、同意基本計画に従い同意特定地域における宅地開発及び特定鉄道事業を一体的かつ円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を都府県の区域ごとに組織する。</p> <p>2 5 （略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）</p> <p>第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条に次の一項を加える。</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>第十二条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）</p> <p>第四条第一項の規定による調査を行うこと。</p> <p>二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。</p> <p>附則第七条第二項中「第十二条第一項若しくは第三項の業務」を「</p>	<p>附則</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）</p> <p>第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条に次の一項を加える。</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>第十二条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）</p> <p>第四条第一項の規定による調査を行うこと。</p> <p>二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。</p> <p>附則第七条第二項中「第十二条第一項若しくは第三項の業務」を「</p>

第十二条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。

附則第十一条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、「及びこれらに附帯する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号を「並びに第十二条第三項」と、同項第三号に改める。

第十二条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。

改正案	現行
<p>附則 （交通政策審議会の所掌事務の特例） 第八条 交通政策審議会は、第十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）<u>附則第十一条第十項</u>の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>附則 （交通政策審議会の所掌事務の特例） 第八条 交通政策審議会は、第十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）<u>附則第十一条第九項</u>の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>